

第1章 独占禁止法制等の動き

第1 独占禁止法の改正

1 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律の成立

(1) 経緯

平成28年2月4日に我が国を含む12か国により署名された環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）には「各締約国は、自国の国の競争当局に対し、違反の疑いについて、当該国の競争当局とその執行の活動の対象となる者との間の合意により自主的に解決する権限を与える。」とする規定が含まれているところ（第16.2条5）、同規定は、現行の独占禁止法上担保されていないことから、同規定を担保するため、独占禁止法を改正し、「合意により自主的に解決する」制度である確約手続を導入することとした。確約手続の導入を内容とする独占禁止法の一部改正を含む環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案は、同年3月8日に第190回通常国会へ提出され、継続審議とされた後、同年12月9日、第192回臨時国会において可決・成立し、同月16日に公布された（施行期日は、TPP協定が日本国について効力を生ずる日）。

その後、米国がTPP協定からの離脱を表明したことを受けて、平成30年3月8日に、米国を除く11か国により署名された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「TPP11協定」という。）の締結に伴い、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」（以下「TPP整備法」という。）について、所要の改正を行うため、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案」が同月27日に第196回通常国会へ提出された。同法律案は、同年5月24日に衆議院において、同年6月29日に参議院において、それぞれ可決・成立した（平成30年法律第70号）。この法律は、一部の規定を除き、公布の日（平成30年7月6日）から施行された。

(2) 法律の内容

「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」の内容は以下のとおりである。

ア 題名の改正

TPP整備法の題名を「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に改正する。

イ 施行期日の改正

TPP整備法の規定（一部の規定を除く。）について、施行期日をTPP11協定が日本国について効力を生ずる日に改正する。

(3) 確約手続の概要

改正後のTPP整備法により導入される確約手続の概要は以下のとおりである。

ア 通知

公正取引委員会は、私的独占の禁止等の規定に違反する事実があると思料する場合において、その疑いの理由となった行為について、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは、当該行為をしている者に対し、当該行為の概要、違反する疑いのある法令の条項及び後記イの申請をすることができる旨を書面により通知することができる。

イ 申請

前記アの通知を受けた者は、疑いの理由となった行為を排除するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、その実施しようとする措置（以下「排除措置」という。）に関する計画（以下「排除措置計画」という。）を作成し、これを当該通知の日から60日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができる。

ウ 認定

公正取引委員会は、前記イの申請があった場合において、当該排除措置が、疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであり、かつ、確実に実施されると見込まれるものであると認めるときは、当該排除措置計画の認定をする。

エ 却下

公正取引委員会は、前記イの申請があった場合において、当該排除措置計画が前記ウの要件のいずれかに適合しないと認めるときは、決定でこれを却下しなければならない。

オ 変更

前記ウの認定を受けた者は、当該認定に係る排除措置計画を変更しようとするときは、公正取引委員会の認定を受けなければならない。

カ 認定の効果

前記ウ又はオの認定をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となった行為及び排除措置に係る行為については、排除措置命令及び課徴金納付命令は行われない。

キ 認定の取消し

公正取引委員会は、前記ウ若しくはオの認定を受けた排除措置計画に従って排除措置が実施されていないと認めるとき又は前記ウ若しくはオの認定を受けた者が虚偽若しくは不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したときは、認定を取り消さなければならない。

2 独占禁止法研究会報告書の公表等

(1) 経緯

独占禁止法における課徴金制度は、違反行為者に対して金銭的不利益処分を課すことによって違反行為を抑止するための行政上の措置として、昭和52年に導入された後、約40年が経過し、その間、数次の改正が行われてきた。しかし、近年、事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化は一層進展しており、硬直的な現行課徴金制度では事業活動の実態を反映せず適正に対応できていない場面も生じているため、経済・社会環境の不断の変化にも対応できる制度の在り方について検討する必要性が高まってきた。公正取引委員会は、このような認識の下、平成28年2月以降、課徴金制度の在り方について専門的見地から検討を行うことを目的として、各界の有識者からなる「独占禁止法研究会」を開催してきた。同研究会は、平成29年3月までの間、15回の会合を重ね、検討結果を踏まえ、報告書を取りまとめ、当委員会は、同年4月25日にこれを公表した。同報告書で示された事項については、広く国民から意見を募集し、同年8月8日にこの意見募集の結果を公表した。

(2) 報告書の概要

報告書における主要な論点は後記アからオであり、各論点についての結論の概要は以下のとおりである。

ア 課徴金制度の見直しの方向性

- (7) 一層進展する事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化や、経済・社会環境の不断の変化に対応するためには、また、事業者に調査協力インセンティブを与えるためには、課徴金制度に一定の柔軟性を認めることが適当である。
- (4) 前記のような制度は、一定の範囲で公正取引委員会がその専門的知見により事案に応じて個別に課徴金の算定・賦課の内容を決定する裁量を認める制度となるが、
 - ①過去の違反行為に対する道義的責任・非難ではなく、将来の違反行為の抑止という展望的な行政目的を達成するために合理的であること、
 - ②違反行為に対して刑事罰に加えて課徴金を賦課することが著しく均衡を失って過重となり比例性を欠かないこと、
 - ③行政の恣意が実体要件と手続により排除されること等の原則を満たす限り、そのような制度の導入により憲法第39条（二重処罰の禁止）などの憲法問題は生じない。
- (6) 前記①から③を踏まえると、少なくとも、諸外国のように当局の広範な裁量に問題の解消を委ねる方法ではなく、可能な限り問題を解消するための対処規定を個別に設け、公正取引委員会がその専門的知見により事案に応じて個別に課徴金の算定・賦課の内容を決定する裁量は、それによらなければ解消できない範囲に限定して認める方法を採用する限り、憲法問題が生じることはない。
- (5) 具体的な制度設計に当たっては、前記①から③のような点に配慮しながら、現行課徴金制度の問題を解消できるよう、また、違反被疑事業者の従業員等が供述聴取に応じる負担を軽減するなどの観点から、過剰な要件や立証負担の見直し及び手続保障の整備も含め、事業者と公正取引委員会が協力して効率的・効果的な実態解明・事件処理を行う領域を拡大できるよう、留意する。

イ 現行課徴金制度の法的位置付け

- (7) 現行課徴金制度は、「違反行為を抑止するために行政庁が違反行為者等に対して不当利得相当額以上の金銭的不利益を課すもの」であり、報告書で示された見直しの方角性は現行制度の趣旨・目的の範囲内での改正と評価できる。
- (4) 違反行為の抑止という行政目的を達成する観点から、違反行為の抑止に不十分と認められるような事態が生じた場合には、制度設計の見直しを含めて必要な措置が講じられるべきである。

ウ 課徴金の算定・賦課方式の基本的な枠組み

- (7) 課徴金の算定基礎となる売上額の見直し
 - ・ 機動的・効率的な運用を確保するための売上高の規定の見直し（例：カルテル、談合事案の「当該商品又は役務」の売上額に係る相互拘束・具体的競争制限効果要件の撤廃等）
 - ・ 売上額がない場合（国際市場分割カルテル等）の算定基礎を、利得を観念できる類型ごとに法定化（事前に想定し切れないものについては、一般的規定や政令への委任で対応）
 - ・ 売上額が課徴金制度の趣旨・性格に照らして必要な範囲を超えると認められる場合（例：諸外国の制裁金等の対象となる商品の売上額と重複する場合等）、公正取引委員会が必要と認める範囲で売上額を控除
- (4) 算定期間の上限（3年間）撤廃又は延長，必要に応じて基本算定率の見直し
- (5) 業種別算定率の廃止，中小企業算定率の適用対象の適正化
- (2) 繰り返し違反・主導的役割への加算は原則維持，早期離脱の減算は課徴金減免制度に取り込んで廃止
- (7) 課徴金納付命令の義務的賦課は原則維持

エ 調査協力インセンティブを高める制度

- (7) 現行課徴金減免制度の拡充
 - ・ 課徴金減免制度の適用事業者数の限定（最大5名）や申請期限（調査開始後20営業日まで）を撤廃
 - ・ 事業者が提出する証拠の価値等に応じて公正取引委員会が一定の幅の中で減算率を決定
 - ・ 継続協力義務（当委員会に速やかに情報提供すること，当委員会による供述聴取に応じるよう従業員等に命じること，減免申請した事実・内容を第三者に明らかにしないこと等）の導入
- (4) 調査妨害行為に対する課徴金の加算制度の新設，検査妨害罪の法人に対する罰金刑の引上げ

オ 新制度の下での手続保障

新たな課徴金減免制度の利用に係る弁護士と事業者との間のコミュニケーションに限定して、実態解明機能を損なわない範囲において、証拠隠滅等の弊害防止措置を併

せて整備することを前提に、運用により秘匿特権に配慮することが適当である。

第2 その他所管法令の改正等

1 TPP整備法の改正に伴う公正取引委員会規則の改正

TPP整備法により確約手続が導入されることに伴い制定された「公正取引委員会の確約手続に関する規則」（平成29年公正取引委員会規則第1号）、「公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則」（平成29年公正取引委員会規則第2号）及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則」（平成29年公正取引委員会規則第3号）について、TPP整備法の改正に伴い、TPP整備法の施行日とされていたこれら委員会規則の施行期日を、改正後のTPP整備法の施行日に改正した。

2 公正取引委員会事務総局組織令の改正

政策立案総括審議官を設置すること等を内容とする公正取引委員会事務総局組織令の改正を行った（公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（平成30年政令第79号。平成30年3月30日公布、同年4月1日施行））。

第3 独占禁止法と他の経済法令等の調整

1 法令協議

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から経済法令の制定又は改正を行おうとする際に、これら法令に独占禁止法の適用除外や競争制限的効果をもたらすおそれのある行政庁の処分に係る規定を設けるなどの場合には、その企画・立案の段階で、当該行政機関からの協議を受け、独占禁止法及び競争政策との調整を図っている。

2 行政調整

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から行う行政措置等について、独占禁止法及び競争政策上の問題が生じないように、当該行政機関と調整を行っている。